

令和7年度 大田区 認証保育所の指導検査

保育内容編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

はじめに

保育の実施に関して留意すべき事項
令和7年度重点項目

- 1 人権の尊重
- 2 全体的な計画の作成
- 3 指導計画
- 4 保育内容の状況（保育の内容）
保育内容の状況（虐待等の行為、休息等の状況）
保育内容の状況（記録の状況）
保育内容の状況（保育時間の状況）
保育内容の状況（休所の状況）
保育内容の状況（保護者との連携状況）
保育内容の状況（登降園の状況）
保育内容の状況（小学校との連携）
- 5 食育計画
- 6 食事計画と献立業務の状況（給与栄養量、献立表等）
食事計画と献立業務の状況（児童の状況に応じた配慮）
食事計画と献立業務の状況（長時間保育児に対する給食の実施）
- 7 栄養管理報告
- 8 食事の状況（食事の中止等・検食の保存）
- 9 営業の届出等
- 10 衛生管理
衛生管理（検便）
衛生管理（調理従事者の健康チェック及び設備の点検、衛生管理等）
- 11 調理業務委託
- 12 外部搬入方式
- 13 保健計画
- 14 児童健康診断
- 15 健康状態の把握及び保護者との連絡等
- 16 虐待などへの対応
- 17 疾病等への対応（体調不良・傷害）
疾病等への対応（感染症）
疾病等への対応（アレルギー疾患）
- 18 衛生管理
- 19 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止
- 20 児童の安全確保

はじめに

児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

令和7年度の重点項目

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。
- (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止対策に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

こどもの人権に十分配慮するとともに、
こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と
虐待対応等の取り組みが行われているか。

- ◆保育所は、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権について理解する必要がある。
- ◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順を作成し職員と共有すること。

虐待対応等の取り組み

- ◆こどもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がある場合には、区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- ◆虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順等について職員と共有し、一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくこと。

<児童虐待が疑われる例>

子どもの身体的な状態把握

- 低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- 不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- 虫歯の多さ又は急な増加

子どもの情緒面や行動からの把握

- おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- 極端な落ち着きのなさ
- 激しい癇癢、泣きやすさ
- 言葉の少なさ
- 多動、不活発、攻撃的行動、
- 衣類の着脱を嫌う様子
- 食欲不振、拒食・過食

子どもの養育状態の把握

- 不潔な服装や体で登園する
- 不十分な歯磨きしかなされていない
- 予防接種や医療を受けていない

保護者や家族の状態把握

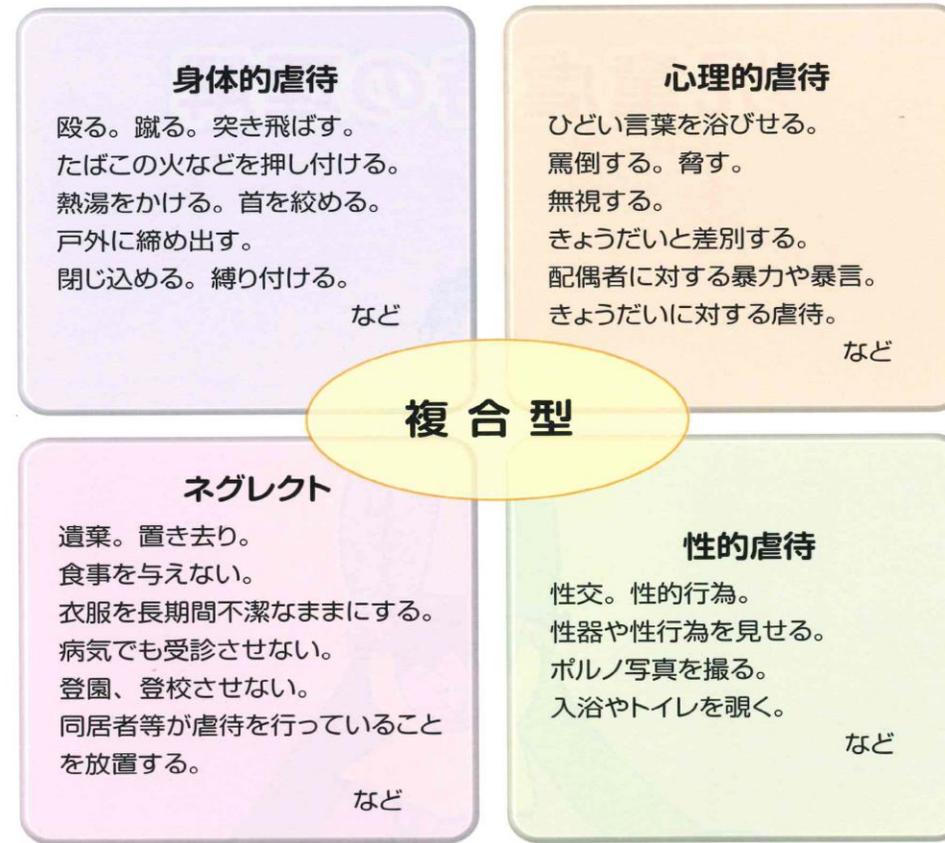
- 子どものことを話したからない
- 子どもの心身について説明しようとしめない態度
- 子どもに対する拒否的態度
- 過度に厳しいしつけ
- 叱ることが多い
- 理由のない欠席や早退
- 不規則な登園時間

〔参考〕 「保育所保育指針解説」 P299～P300

児童虐待防止法に規定されている4つの類型

1 4つのタイプ

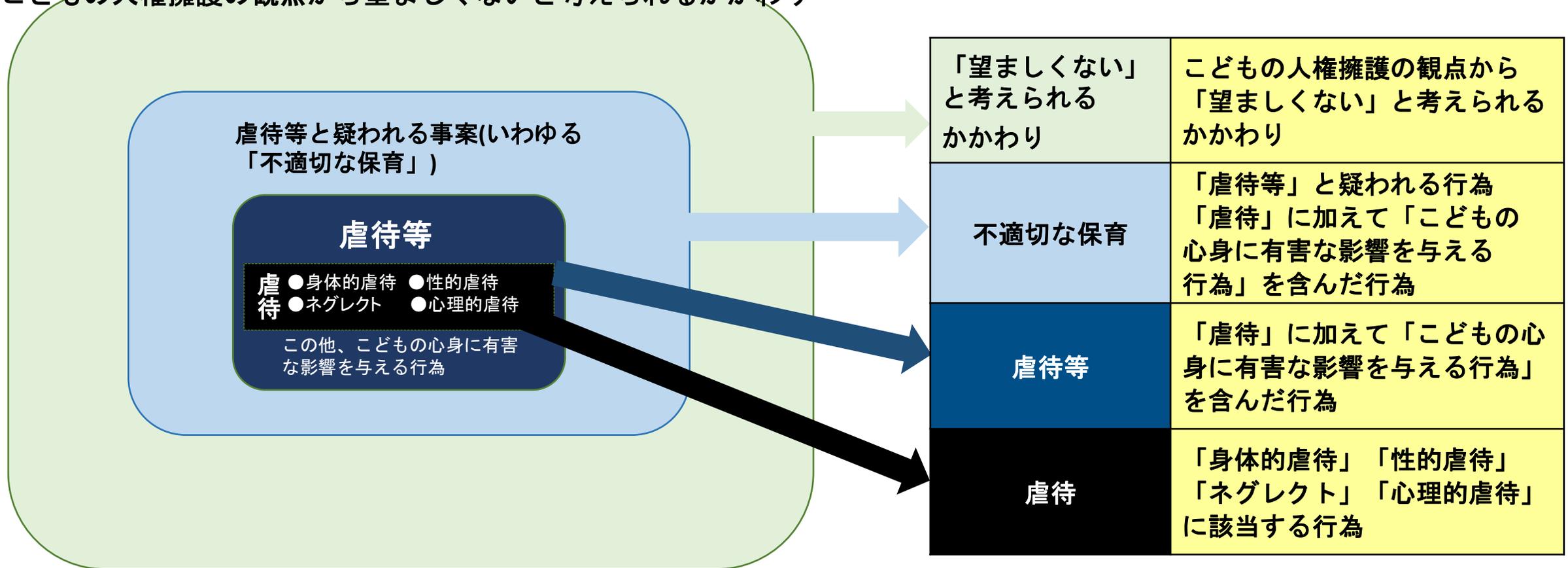
児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



〔参考〕 「児童虐待対応マニュアル」 大田区

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



〔参考〕 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁

こども一人一人の人格を尊重した適切な保育の取り組み

- ◆保育士などは、保育所における保育という営みが、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、こどもの人権等について理解することが必要である。

～子どもを尊重する適切な保育を行うために～

人権擁護の観点から「良くない」と考えられるかかわりの例

①子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり

- ・朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。
- ・食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューを全て配膳せず、食べた次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。
- ・自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して「おしっこでない」と訴えていても、トイレに行くように促す。

②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉かけ

- ・寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友達の布団と離して敷いたりする。

③罰を与える・乱暴なかかわり

- ・並ぶ時などに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。

④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

- ・「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけについて、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。

⑤ 差別的な関わり

- ・寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。

不適切な保育を防ぐための保育所の役割

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育を行う（そのために）

保育士に対する
教育・研修の実施

第三者評価等を通じた
保育士の気づきの
促進

計画作成や
振り返りにおける
配慮

不適切な保育が
生じることのない
職場環境及び
職員体制の整備

不適切な保育に関する認識の共有のために

- 保育士一人一人が、子どもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有する。
- 認識を共有するための学びの機会を設ける。
- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、保育士同士で率直に話すことができる場を設ける。

〔参考〕 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

保育所保育指針に準じて適切な保育（こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育）が行われているか。

- ◆ 全体的な計画は、児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくかを示すものである。

1 人権の尊重

2 全体的な計画の作成

観 点	評価事項
こども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	<p>*こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重して保育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• こどもの人権に配慮した保育について、全職員で確認し合っているか。
全体的な計画を作成しているか。	<p>*全体的な計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、こどもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• こどもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、こどもの育ちに関する長期的見通しをもって作成されているか。• 保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通して、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

3 指導計画

観 点	評価事項
長期的な指導計画があるか。	<ul style="list-style-type: none"> * 長期的な計画は、全体的な計画に基づき立案すること。 • 長期的な計画（年、数か月単位の期、月など）を作成しているか。
短期的な指導計画があるか。	<ul style="list-style-type: none"> * 全体的な計画・長期的な計画と関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した内容になっていること。 • 短期的な計画（週、日など）を作成しているか。
3歳未満児について、個別の指導計画があるか。 <p style="text-align: center;">★POINT★</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 3歳未満児については、個別の指導計画を作成すること。 • 一人一人のこどもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した、個別の指導計画を作成しているか。 • 3歳未満児の「個別の指導計画」については、クラス全員または複数人のねらいが同じ内容になっていないか、確認してください。
長時間にわたる保育について、保育の内容等への指導計画への位置付けは十分であるか。	<ul style="list-style-type: none"> * こどもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けることに留意すること。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

「保育所保育指針」第1章

4-1 保育内容の状況（保育の内容）

観 点	評価事項
保育の内容は適切か。	<p>＊認証保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とする。</p> <p>（養護…こどもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。 教育…こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助。）</p> <p>・異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合や3歳以上児を保育する場合は、個々の乳幼児の発達に応じた配慮等（活動の場所や動線等の工夫）を行うこと。</p>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」 6

「保育所保育指針」 第1章

4-2 保育内容の状況（虐待等の行為、休息等の状況）

観 点	評価事項
児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	* 認証保育所の職員は、児童に対する虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

観 点	評価事項
適切な運動と午睡及び適切な休息をとっているか。	* こどもの発達過程等に応じて、適切な運動と休息を取ることができるようにすること。 • 休息のために適切な環境を確保しているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章

「東京都認証保育所事業実施細目」6（1）

4-3 保育内容の状況（記録の状況）

観 点	評価事項
児童出欠簿を作成しているか。	* 入退所の状況を把握するために児童出欠簿を作成すること。 ・ 記載漏れがないか。 ・ 児童の欠席理由（病欠・私欠等）を把握し記録しているか。
保育日誌を作成しているか。	* 保育日誌は、保育の状況の記録として保育の進め方を正しく把握し、次の保育の手がかりとなるよう作成すること。 * 0、1歳児については個人別記録を作成していること。
児童票を作成しているか。	* 個々の児童の状況を把握するものとして、児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の記録をすること。

★POINT★ * 土曜日に異年齢保育を実施している場合、活動内容が同じでも、こどもの成長・発達を踏まえ、土曜日保育のねらいや、保育士の援助等について記載してください。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）
「保育所保育指針」 第1章

4-4 保育内容の状況（保育時間の状況）

観 点	評価事項
保育所で定める開所時間が確保されているか。	<p>※ 認証保育所における開所時間は1日につき13時間以上を確保すること。</p>
開所時間に常勤有資格者が配置されているか。	<p>※ 開所時間中には、常勤有資格者が配置されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に登園している児童数に対して配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置しているか。 <p>※ 保育従事職員は保育士である常勤有資格者を原則とする。</p>
開所時間中は2名以上の保育従事職員が配置されているか。	<p>※ 開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事者を配置すること。</p> <p>※ 保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。</p>

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」 3（1）、7（1）

4-5 保育内容の状況（休所の状況）

観 点	評価事項
施設の都合で休所又は一部休所していないか。	* 正当な理由なく休所または一部休所しないこと。 • 認証保育所における契約の内容が、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用を妨げていないか。 • 家庭保育を依頼していないか。
施設の都合で保育時間を短縮していないか。	* 正当な理由なく保育時間を短縮しないこと。 施設の都合で保育時間を短縮していないか。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」 3（1）、（2）
「東京都認証保育所事業実施細目」 6

4-6 保育内容の状況（保護者との連携状況）

観 点	評価事項
保護者との連携は十分か。	<p>*保護者との連携体制ができていること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。• 入所時に保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を重要事項説明書等の文書をもって周知徹底を行っているか。• こどもの様子や日々の保育の意図を説明し、保護者との相互理解を図っているか。• すべてのこどもに園で用意した連絡帳を備えているか。• 緊急連絡表を整備し、すべての保育従事者に周知し、容易に分かるようにしているか。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」6（1）、9

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第5（3）

4-7 保育内容の状況（登降園の状況）

観 点	評価事項
児童の送迎は保護者が行うよう周知徹底しているか。	＊こどもの登降園は送迎時における安全確保上、原則として保護者等が行うべきことを保護者に徹底すること。 ・保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

4-8 保育内容の状況（小学校との連携）

観 点	評価事項
保育所児童保育要録が作成されているか。 ★POINT★	＊保育所児童保育要録の抄本又は写しを保育所から小学校へ送付すること。 ・施設長及び担当保育士氏名を自署しているか。 ・就学に際し、写しを小学校へ送付し、原本を保育所に保存しているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」

5 食育計画

観 点	評価事項
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	<p>*食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう作成されているか。• 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善に努めているか。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章、第3章

6-1 食事計画と献立業務の状況(給与栄養量、献立表等)

観 点	評価事項
給与栄養量の目標を設定しているか。	*こどもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適切なエネルギー及び栄養素の量（給与栄養量）の目標を設定するよう努めること。
献立表を作成しているか。	*調理はあらかじめ作成された2週間以上の献立に従って行うこと。 ・献立表には、給与栄養量、素材等を記入しているか。 ・毎日の給食を展示しているか。
実施内容を記載しているか。	*実施内容を記載すること。 ・予定献立に変更があった場合は、変更後の献立を記載しているか。
予定献立及び実施献立に責任者の関与はあるか。	* 予定献立及び実施献立には責任者が関与すること。
献立が季節感、嗜好に考慮し変化に富んだ内容となっているか。	* 季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。 ・食品の種類や調理方法に配慮しているか。 ・多様な食品や料理の組み合わせに配慮しているか。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」6（2）、8（6）

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- ◆食物アレルギー等を有するこどもの生活が、安心・安全なものとなるよう誤配・誤食の防止に努めること。

6-2 食事計画と献立業務の状況（児童の状況に応じた配慮）

観 点	評価事項
適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供しているか。	*授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎を作ることができるよう家庭での生活を考慮し、一人一人のこどもの状況に応じた時期、調理方法、量などを決めること。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	<p>*3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮すること。</p> <p>（乳児）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるように配慮しているか。 <p>（1歳以上3歳未満児）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、こどもが自分でしようとする気持ちを尊重しているか。
健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。	<p>*健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にすること。</p> <p>※保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを参考にすることが望ましい。</p>

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第2章、第3章 「東京都認証保育所事業実施細目」6（2）

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第6（2）

★POINT★ 確認指導では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
 - 一年に1回以上、再提出
 - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
 - 保護者との連携
 - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
 - 配慮が不用（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
 - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していなくても、食物アレルギーをもつこどもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつこどもへの対応について、園内で共有している。

6-3 食事計画と献立業務の状況（長時間保育児に対する給食の実施）

観 点	評価事項
間食又は給食等を行っているか。	*長時間保育の対象となる児童については、適宜間食又は給食等を提供すること。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施細目」6（2）

7 栄養管理報告

観 点	評価事項
栄養管理報告（給食施設）を行っているか。 （5月、11月分）	*継続的に1回100食以上または、1日250食以上の食事を供給する施設については、栄養管理報告を年2回（5月・11月）行うこと。

〔根拠法令等〕 「健康増進法施行細則」第6条

8 食事の状況（食事の中止等・検食の保存）

観 点	評価事項
施設の都合で中止していないか。	<p>* 食事は主食、副食及び間食を毎日提供すること。 ※食事の中止等の理由とは ①感染症の発生に伴う保健所の指示。 ②調理室の改築・修繕等。 ③非常災害時で給食することが不可能 などである。</p>
簡易な食事を提供していないか。	<p>* 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、または継続していないこと。 ・簡易な食事の提供例 ①米飯の外注・既製品の多用。 ②副食の一部外注。 ③パンと牛乳などの調理の手間を省いている食事。</p>
間食を提供しているか。	<p>* 間食の提供をすること。</p>
検食を適切に保存しているか。	<p>* 週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する認証保育所は、検食の保存を行うこと。 ・検査用食品一食分を保存しているか。 ・検査用保存食及び原材料は、食事提供後48時間以上冷蔵保存しているか。 ※保育所で提供するすべての食品（既製品を含む。）について原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封し、-20℃以下で2週間以上保存していることが望ましい。 ※原材料についても洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存していることが望ましい。</p>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所実施細目」6（2）

「認証保育所における検食の保存について（通知）」

9 営業の届出等

観 点	評価事項
営業の届出をしているか。	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること。 (ただし、1回の提供食数が20食程度未満の施設を除く。なお、令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)
食品衛生責任者を選任しているか。	* 集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第57条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17 第70条の2

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

重点項目

安全対策の徹底

食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

◆食中毒等予防対策、感染症予防対策

HACCPに沿った衛生管理

営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）はHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

※「大量調理施設衛生管理マニュアル」はHACCPの概念に基づき策定されている。

※HACCPにおいて、「食品への毛髪混入等による汚染を発生させないように、身だしなみを整える」とある。

以下の点について、留意してください。

★POINT★

- ・0歳児の授乳は食事として、身支度を整えて衛生的な環境で行っているか。
- ・児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を覆っているか。（異物混入防止）

〔参考〕 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

10-2 衛生管理（検便）

観 点	評価事項
<p>調理従事者・調乳担当者の検便を毎月適切に行っているか。</p> <p style="text-align: center;">★POINT★</p>	<p>＊調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施しているか。 ・検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させているか。 ・赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。 <p>※10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めることが望ましい。</p> <p>〔検便検査結果は、「結果日」でその月の検便検査結果があるかを確認しています。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者への提出が6月末、検便検査結果日が7月初旬になっている場合、7月の検便検査結果と判断しています。 ・「3月末で退職するから2月までの検便検査結果で良いと思っていた」「今月末で退職するから、今月の検便は実施していない」等の場合は、その月の検便結果がないと判断しています。
<p>検便検査の結果を適切に保管しているか。</p>	<p>＊検便の検査結果を適切に保管していること。</p>

〔根拠法令等〕

「食品衛生法等の一部を改正法律する施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

「労働安全法施行規則」第47条、第51条

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

10-3 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検、衛生管理等）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	<p>* 調理従事者及び調乳担当者は常に自分の健康チェックを行うこと。 また、手指などに化膿している傷やできものがあるときは、食品を扱ったり、調理に従事しないこと。</p> <p>* 健康チェックの記録をしておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理従事者及び調乳担当者は、毎日、健康状態（下痢、嘔吐、発熱、化膿創等）について、チェックしているか。
衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。	<p>* 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取り扱い用については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施しているか。 衛生管理の自主点検の結果及び点検者を記録しているか。
調理室の衛生管理は適切か。	<p>* 調理室の衛生管理を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食材及び食器等の洗浄及び保管は適切か。

〔根拠法令等〕

「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17、別表第18

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

〔参考〕「大量調理施設衛生管理マニュアル」

11 調理業務委託

観 点	評価事項
施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。	* 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に示されている要件を満たすものであること。 <ul style="list-style-type: none">施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。施設内の調理室を使用して調理しているか。栄養面での配慮がされているか。施設が行う業務を行っているか。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」7（3）
「保育所における調理業務の委託について」

12 外部搬入方式

観 点	評価事項
3歳未満児に対して提供する食事を当該施設内で調理しているか。	* 給食の提供は、自園で調理することが原則である。 * 外部搬入方式（当該認証保育所以外で調理し搬入する方法）を行う場合は要綱で定められた基準を満たすこと。（3歳以上児） <ul style="list-style-type: none">3歳未満児に対する食事の提供は、当該施設内で調理しているか。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」8

重点項目

児童一人一人に応じた適切な保育の実施

こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- ◆一人一人のこどもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに、適切に対応すること。

13 保健計画

観 点	評価事項
保健計画を作成しているか。	*こどもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。 •ねらいや内容を踏まえ、一人一人のこどもの健康の保持及び増進に努めているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

14 児童健康診断

観 点	評価事項
入所時の健康診断を行っているか。	＊入所児童に対し、入所時の健康診断を行うこと。 ※施設にて直接実施できない場合は、母子手帳の写し（4ヶ月以内に健診を受診している場合に限る）の提出をもってこれに代えることができる。
健康診断を年2回行っているか。	＊少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。 ・学校保健安全法に規定する健康診断に準じ実施しているか。
実施時期・方法は適切か。	＊実施時期、方法を適切に行うこと。 ・未実施児童対策を行っているか。
健康診断結果記録はあるか。 ★POINT★	＊児童の健康診断の実施状況とその結果を記録すること。 ・こどもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用しているか。 健康診断日、嘱託医の所見、押印又はサイン等を記録しているか。
保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	＊保護者と連絡をとり、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていくこと。

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」6（3）

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

15 健康状態の把握及び保護者との連絡等

観 点	評価事項
身長、体重等の測定を毎月定期的に行っているか。 ★POINT★	＊こどもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的、また必要に応じて随時把握すること。 ・身長・体重等の測定を定期的に行い、記録しているか。 ・測定する日に欠席した場合は、後日登園した際に計測を行ってください。
日々の健康状態を観察しているか。	＊保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じてこどもの状態を観察すること。
0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。	＊0歳児の日々の健康状態の記録を行うこと。 ・0歳児は身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いため万全の措置と細心の注意を行っているか。 ・発達の状態が著しく、個人差が大きいため個々に日々記録しているか。
必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	＊何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、囑託医と相談するなど適切な対応を図ること。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7(2)

「保育所保育指針」第3章

「東京都認証保育所事業実施細目」6(1)

16 虐待などへの対応

観 点	評価事項
児童虐待の早期発見に努めているか。	* 虐待対応においては、早期発見のために、こどもの心身の状態等を観察すること。
発見した時は、速やかに通告しているか。	* 虐待を発見または疑われる場合には、速やかに区市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
関係機関との連携が図られているか。	* 関係機関との連携を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> • 不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、大田区子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図っているか。

〔根拠法令等〕

「児童虐待防止等に関する法律」第5条、第6条

「保育所保育指針」第3章

「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」「児童福祉法」第25条

17-1 疾病等への対応（体調不良・傷害）

観 点	評価事項
入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	*入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していること。
体調不良等への対応を適正に行っているか。	*体調不良等への対応を適切に行うこと。 • こどもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。 • 適宜、嘱託医やこどものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。

※看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

17-2 疾病等への対応（感染症）

観 点	評価事項
感染症の予防対策を講じているか。★POINT★	<p>*感染症の予防対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別タオルを使用している場合、重ならないように衛生管理に努めているか。 • 歯ブラシ、コップの管理を衛生的に行っているか。 <p>*乳幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品（手拭きタオル、コップ等）の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が必要な援助や配慮を行ってください。</p>
感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	<p>*感染症発生時にまん延防止対策を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症に罹患した児童の再登園時には、かかりつけ医の「登園許可書」、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めているか。
感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか。	<p>*感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また、保健所等へ報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発生や疑いがある場合には、必要に応じて、囑託医、区市町村、保健所等に連絡をし、その指示に従っているか。 • 感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（6）

「保育所保育指針」第3章

観 点	評価事項
アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	<p>＊アレルギー疾患を有するこどもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・保護者と面談を行い相互の連携を図っているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行う等の環境面における対策を行っているか。
食中毒事故の発生防止を行っているか。 また、食中毒事故が発生した場合の事故対策がとられているか。	<p>＊施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、こども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒事故の発生防止防止を行っているか。 ・食中毒事故が発生した場合の事故対策がとられているか。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（8）

「東京都認証保育所事業実施細目」6（3）、（4）

「保育指針」第3章

重点項目

安全対策の徹底

乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

19-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観 点	評価事項
<p>乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。</p> <p style="text-align: center;">★POINT★</p>	<p>*乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策として「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」に準じ適切な保育を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を推奨されている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向けにしっかりと寝かせているか。 • 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 • 必ず大人が見ているか（こどもから目を離していないか、こども全員が見える位置についているか、死角を作っていないか）。 • 機器の使用の有無にかかわらず、必ずそばで職員が見守っているか。 • 日々、個々の体調確認をしているか（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）。
<p>睡眠チェック表を作成しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 必ず一人一人チェックし、その都度記録しているか（0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい）。 • 預け始めの時期、体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしているか。 • チェックする担当を明確にしているか。

★POINT★ ※睡眠チェックは午睡の時間だけでなく、すべての睡眠について記録してください。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（7）

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策

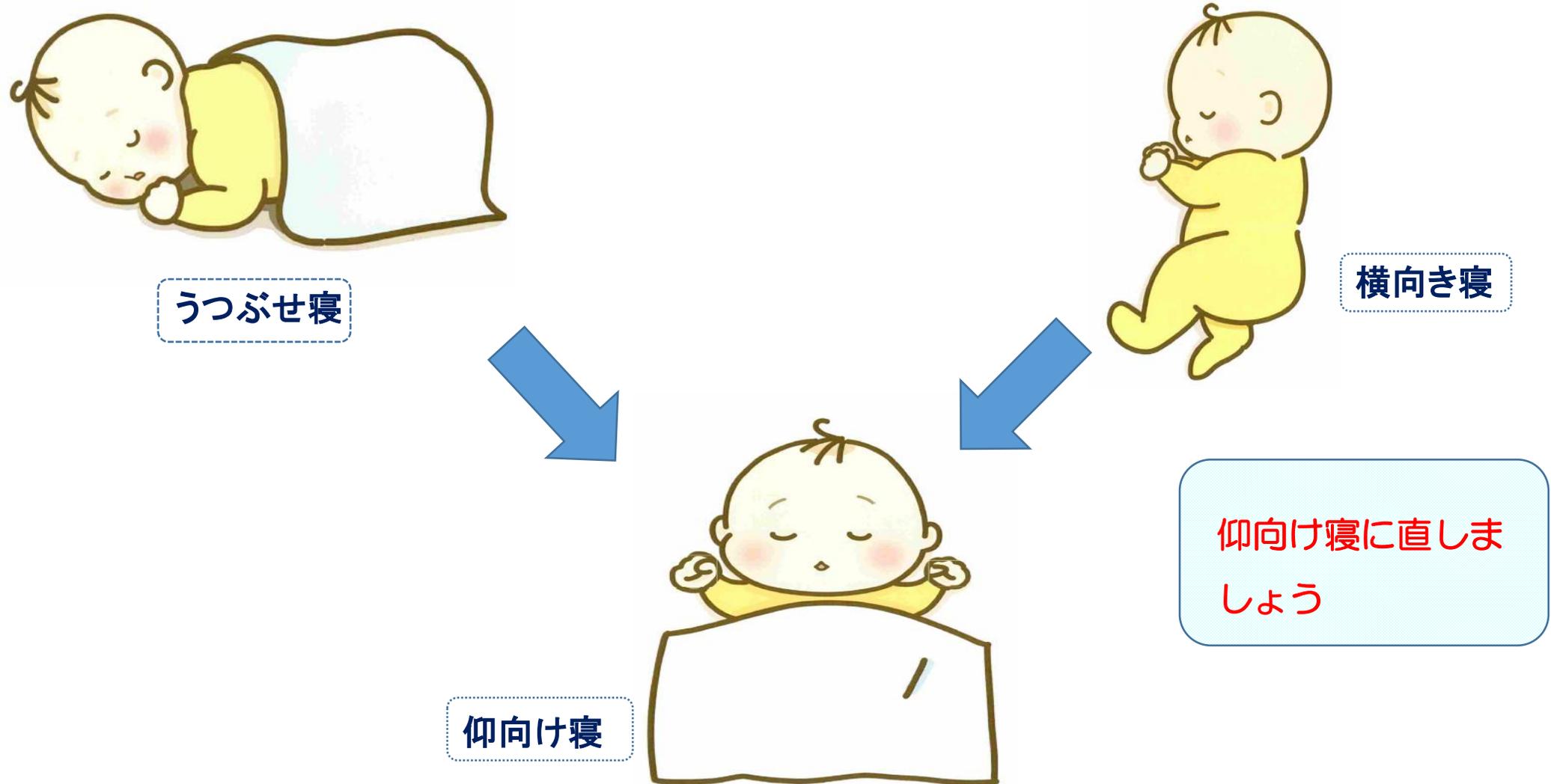
- 照明は、睡眠時の乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保つ。
- 乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。
- 仰向け寝を徹底している。（医師がうつ伏せ寝を勧める場合を除く。）
 - * 1歳児以上でも、乳幼児の家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる等、乳幼児の安全確認をきめ細かく行うようにしましょう。

★POINT★

- 午睡（睡眠）時チェックをきめ細やかにを行い、記録する。**
 - *必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
 - *0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
 - *預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
 - *体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
 - *人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。
- 保育室内の禁煙を徹底する。
- 厚着をさせすぎない、暖房をきかせすぎない。
- 保護者との緊密なコミュニケーションを取る。
 - *預けはじめの時期や体調不良明けは特に注意して、家庭でのおこさんの様子、睡眠時の癖、体調等を保護者から聞き取るとともに、保育園でのおこさんの様子もきめ細やかに報告しましょう。気になることはお互いに話し合い、対策を講じましょう。

19-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく、横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



19-3 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

(例1) ↑仰向け ↓うつぶせ ←左横向き →右横向き * 仰向け寝に直したら○をつける。

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児 童 名	姿 勢	↑	→	↑	↓
	呼吸・顔色・体温等	✓	○✓	咳	○✓
	確認者名	○○	○○	○○	○○

(例2) あ…仰向け み…右横向き ひ…左横向き う…うつぶせ * 仰向け寝に直す前の姿勢を記載する。

	時 間	12:00	12:05	12:10	12:15
児 童 名	姿 勢	あ	み→あ	う→あ	ひ→あ
	呼吸・顔色・体温等	咳込む	✓	✓	✓
	確認者名	○○	○○	○○	○○

★POINT★

*うつぶせ寝や横向き寝は、必ず仰向け寝に直してください。

*チェック表を用いて、必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。

*各施設で、記録しやすい方法を検討し、職員で共通理解を図ってください。

重点項目

安全対策の徹底

保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆ こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
- ◆ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等について保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。

20-1 児童の安全確保（安全点検）

観 点	指導事項
窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	<p>★POINT★</p> <p>*定期的に点検していること。</p> <ul style="list-style-type: none">• あらかじめ点検項目を明確にしているか。• 文書として記録しているか。• 結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行っているか。• その結果を職員に周知して情報の共有を図っているか。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

*窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しましょう。

<ケース①> 点検チェックを定期的実施する間隔は決めておらず、誰かが気が付いた時や、その時の状況に応じて実施している。

※「定期的に」とは、**一定の間隔**で実施することを指します。**★POINT★**
どれぐらいの頻度で実施するのが適切なのか、施設全体で検討し、**定期的に点検チェックを実施**してください。

<ケース②> 窒息事故につながらないように、こどもの降園後、消毒や清拭をしながら、玩具、小物等が破損等していないか確認はしているが、記録に残していない。

※定期的点検チェックを実施していることや、何に基づいて点検したのかがわかるように、**★POINT★**
記録に残しておいてください。

<ケース③> 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等について、施設・事業所内で情報を共有したり、除去したりしていない。

※こどもの誤嚥につながる物や玩具(例:髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉、石等)を除去すること、保育室内の整理整頓をすること、こどもの動線に配慮した環境を設定し、死角をつくらないことなど

★POINT★
安全管理に対する取り組みについて**職員間で情報の共有を図り、事故防止に努めてください。**

★POINT★

確認指導では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、
定期的に点検していることがわかるもの（例:点検チェック表）を確認しています。

- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置いていない。
- 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- 定期的に点検していることがわかるものがある。
- 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。

20-2 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応）

観 点	評価事項
こどもの食事に関する情報を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	<p>*窒息のリスクとなるものを除去していること。</p> <ul style="list-style-type: none">• こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握しているか。• 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は誤嚥を引き起こす可能性について、保護者に説明し、使用していないか。• 行事の際は、普段と異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期しているか。

〔根拠法令〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

20-3 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応:参考）

食事の介助をする際の注意として…



Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について
○給食での使用を避ける食材

食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)	プチトマト 	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ 	加熱すれば使用可
	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	餅	
	白玉団子	つるつるしているため、嘔む前に誤嚥してしまう危険が高い
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

○果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご 	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する

重点項目

安全対策の徹底

プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、
その他保育中の事故防止対策に配慮しているか。

- ◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

20-4 児童の安全確保（園外保育・プール・水遊び時の事故防止）

観 点	評価事項
<p>園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。</p> <p style="text-align: center;">★POINT★</p>	<p>*園外保育時に複数の保育従事職員が対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 • 職員はこどもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動しているか。 • 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおけるこどもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。 • 目的への到着時や出発時、引率者以外の職員による帰園後のこどもの人数確認等、見失い・置き去り防止を行っているか。 • 散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行っているか。 • 目的地や経路について、事前に安全の確認を行い、職員間で情報共有しているか。 • 園外保育時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
<p>プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p>	<p>*プール、水遊びを行う場合は、適切な監視体制・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者と、プール指導を行う者を分けて配置しているか。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（8）

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」

*安全な園外保育（散歩等）を実施するにあたり、全職員の共通理解や体制づくりを図りましょう。

*検査では、園外保育（散歩等）の記録を確認しています。

★POINT★

- 出発前・帰園後は、実際の出発・帰園時間時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発する旨・帰った旨を共有しているか。
- 散歩の目的地、ねらい、行程（時間、経路、所要時間）、こどもの人数、**引率者名、帰園後の最終確認**等を記録に残しているか。
- こどもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認しているか。
- 帰園後、見落とし防止等の観点から、**引率者以外の職員がこどもの最終人数確認を行っているか。**

*園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行ってください。

*園外活動時のみならず、園舎内外における園児の見落とし等は、事故に至る危険性のある事態であるため、日頃より、こどもの安全確保に留意してください。

〔参考〕「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」

★POINT★

確認指導では、監視者の記録を確認しています。

- プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてている。
- 監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置している。
- 監視者が明確にわかる（役割と担当者名）記録を作成している。
（プール日誌、保育日誌、日案等）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者

重点項目

安全対策の徹底

事故発生時の対応等が適切に行われているか。

20-5 児童の安全確保（事故発生時の対応）

観 点	評価事項
事故簿を作成しているか、又は記録の内容が十分か。	<p>* 事故簿を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故の対応及び経過を記録しているか。
事故報告を区市町村に速やかに行っているか。	<p>事故報告を速やかに行うこと。</p>
<p>【区】 区に別紙7号様式で事故報告書を提出しているか。</p>	<p>* 区に事故報告書を提出すること。</p> <p>【報告事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①施設での怪我等 ②迷子（見失い）、置き去り、連れ去りなど ③その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案（児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む） ④食物アレルギー関連（発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合） ⑤食物アレルギー発症（施設及び保護者が把握している以外で発症した場合）
損害賠償保険に加入しているか。内容が適切か。	<p>* 賠償保険に加入し、保育中の万が一の事故に備えること。</p>
<p>【区】 損害賠償保険の内容は適切か。</p>	<p>* 以下の保証額以上の賠償責任保険に加入すること。</p> <p>ア 1回の事故につき3億円</p> <p>イ 1名の事故につき3,000万円</p>

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」 別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）
「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」「大田区認証保育所事業実施要綱」
「認証保育所における事故発生時の事故報告書の提出について」